

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○	財務省告示第四十七号
償	發	發	振	額	最	發	發	用	名	發行等に	関する省令（昭和五十七年大蔵
還	行	行	替	低	額	行	行	振替等の	称及	成二十三年一月二十日）第七条第三項の規定に基づき、平	
期	価	單	面	金	額	方	方	法律及項の根拠	び記	行条件等を次とおり告示する。	
限	格	日	位	金	法			適そ			
た	平	十	額	平	す	額	の	千円額引日振の以	國庫短期証券（第百六十五回）	割引短期国債の	
だ	成	六	面	成	る	の	記替	律面受本替適用を	財務大臣 野田佳彦	発行等に	
し	二	錢	金	二	。	整	法	以下「振替法」等の振替に		関する省令（昭和五十七年大蔵	
、	十二	額	數	又	の	倍	規	行には日本銀行による借換えのための			
償	厘	百	倍	は	規	定	金	受けるものとし、その			
還	年	三	の	記	定	に	額	とする。その			
期	一	月	金	录	に	よ	は	のための			
が	月	二	額	は	よ	る	も	のための			
銀	二	十九	最	る	よ	振	も	のための			
行	十	九	低	低	よ	替	額	のための			
休	日	九	も	も	よ	替	面	のための			
業	二	九	額	額	よ	替	座	のための			
日	十	八	口	口	よ	替	簿	のための			
に	九	八	の	の	よ	替	と	のための			

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
三 百 支 き
年 円 払 は
一 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
日 円 業 日
に